

仲介貿易取引規制

○対象の範囲

① 武器(輸出貿易管理令別表第1の1項)の場合 → 仲介貿易取引許可が必要

② その他の貨物の場合

1)大量破壊兵器の開発等に用いられる旨の記載のある文書等を受け取ったとき、
又は、連絡を受けたとき

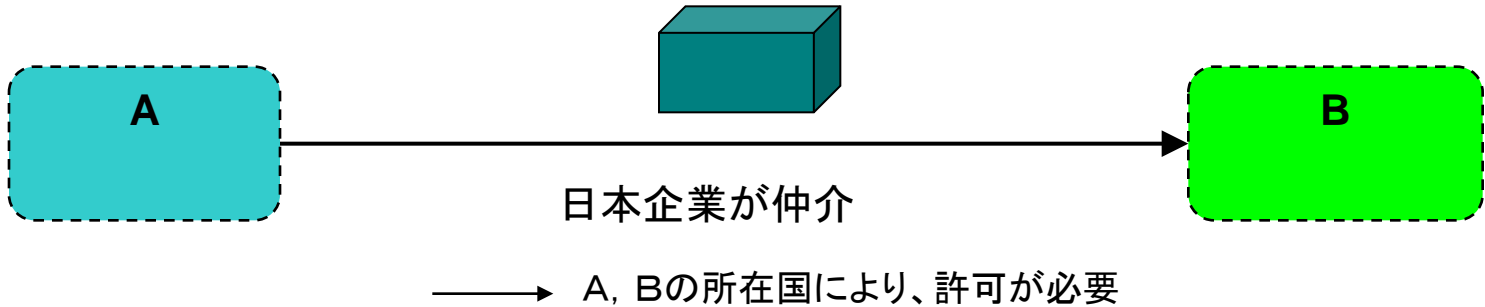
2)経済産業大臣から許可申請が必要である旨の通知(インフォーム)を受けたとき

のいずれかの場合 → 仲介貿易取引許可が必要

③ ①②のいずれにもあたらない → 仲介貿易取引許可は不要

仲介貿易取引規制

- 大量破壊兵器関係に使用される貨物の仲介の場合



- 貨物が武器である場合 → A, Bの所在国に係わらず、許可が必要

大量破壊兵器関係の仲介貿易取引規制

① Aの所在国が、アメリカ、オーストラリアなど(輸出貿易管理令別表第3)の26カ国である場合

—————→ 許可不要

② Bの所在国が、アメリカ、オーストラリアなど(輸出貿易管理令別表第3)の26カ国である場合

—————→ 許可不要

③ A, Bの所在国が、いずれもアメリカ、オーストラリアなど(輸出貿易管理令別表第3)の26カ国でない場合

—————→ その他の要件*に当てはまれば許可が必要

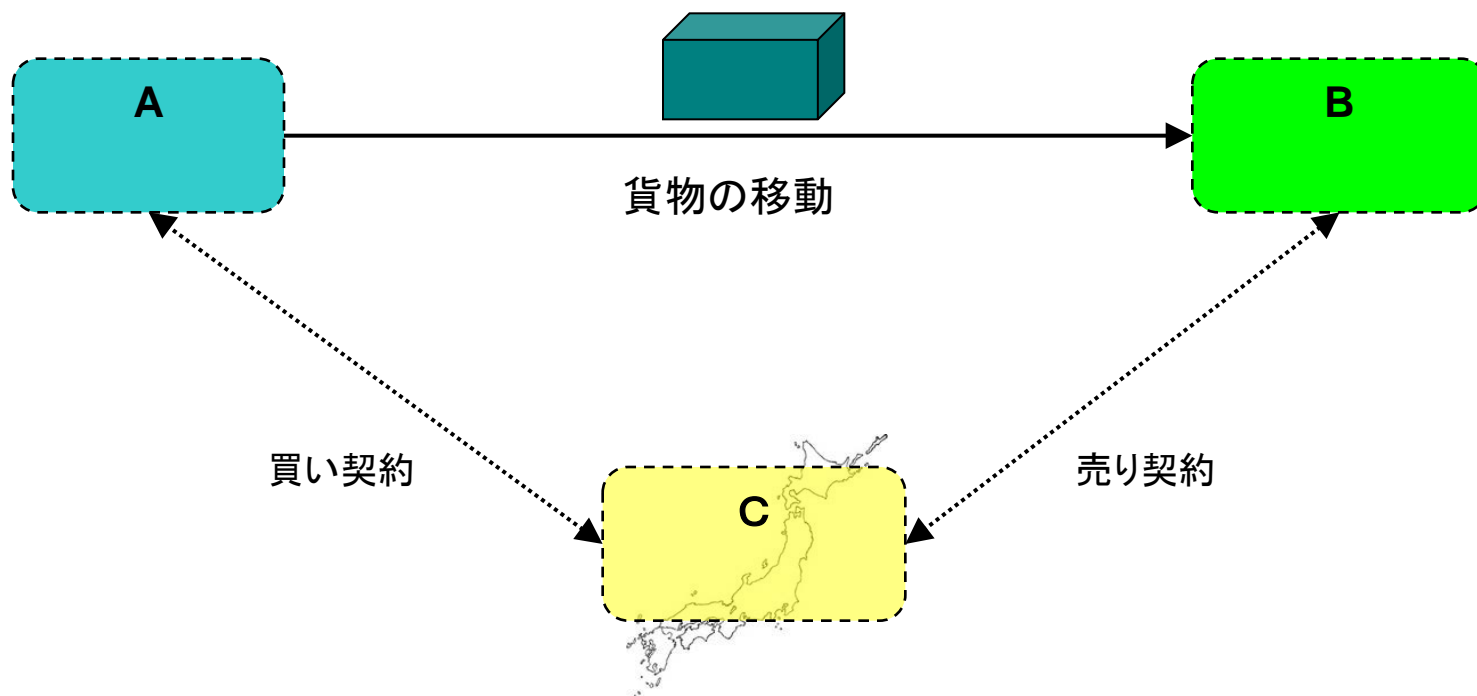
*「その他の要件」は次のいずれかです。

- 1)大量破壊兵器の開発等に用いられる旨の記載のある文書等を受け取ったとき、又は、連絡を受けたとき
- 2)経済産業大臣から許可申請が必要である旨の通知(インフォーム)を受けたとき

仲介貿易取引規制

○ 取引のパターン

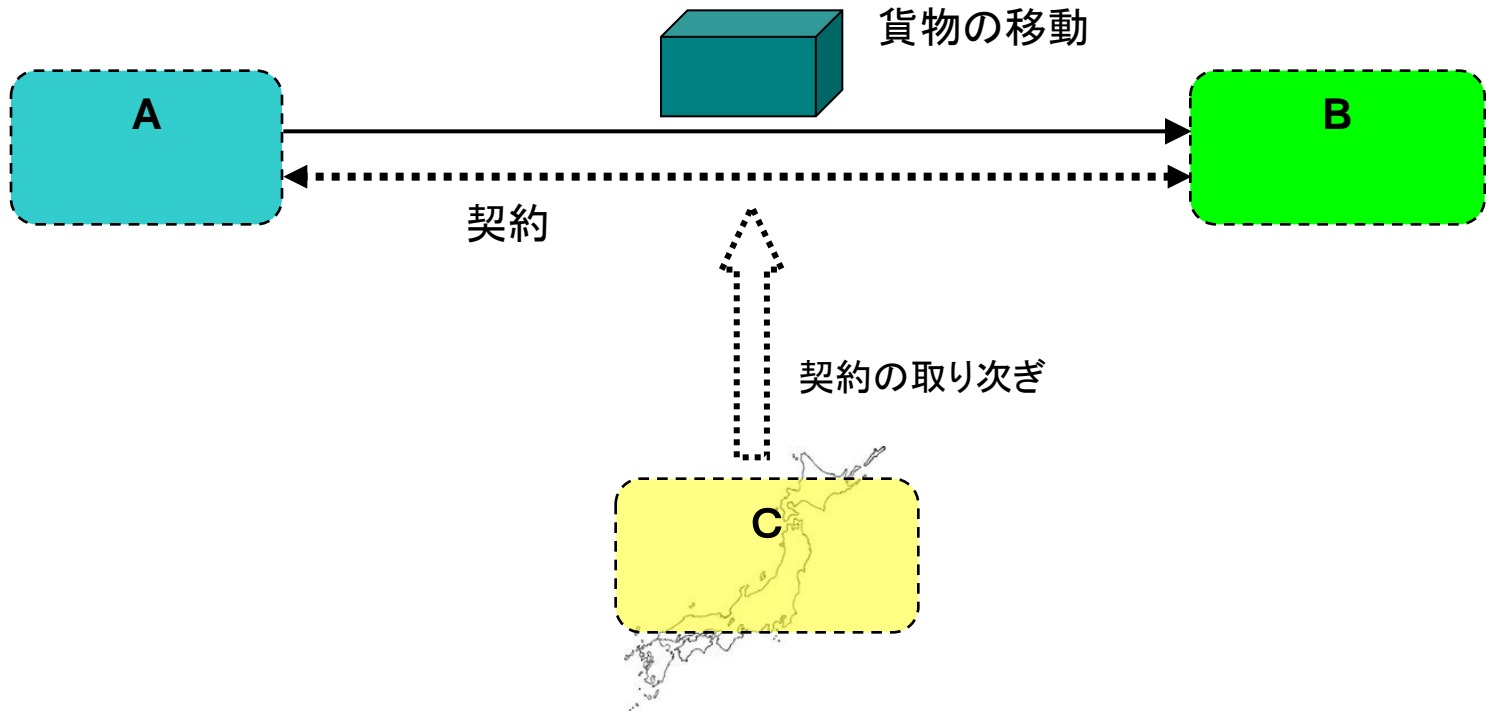
①日本国内の企業が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



「その他の要件」に当てはまる場合には、Cには仲介貿易取引許可が必要。
(注:「売り契約」「買い契約」が一緒となった三者間の契約の場合も同様です。)

仲介貿易取引規制

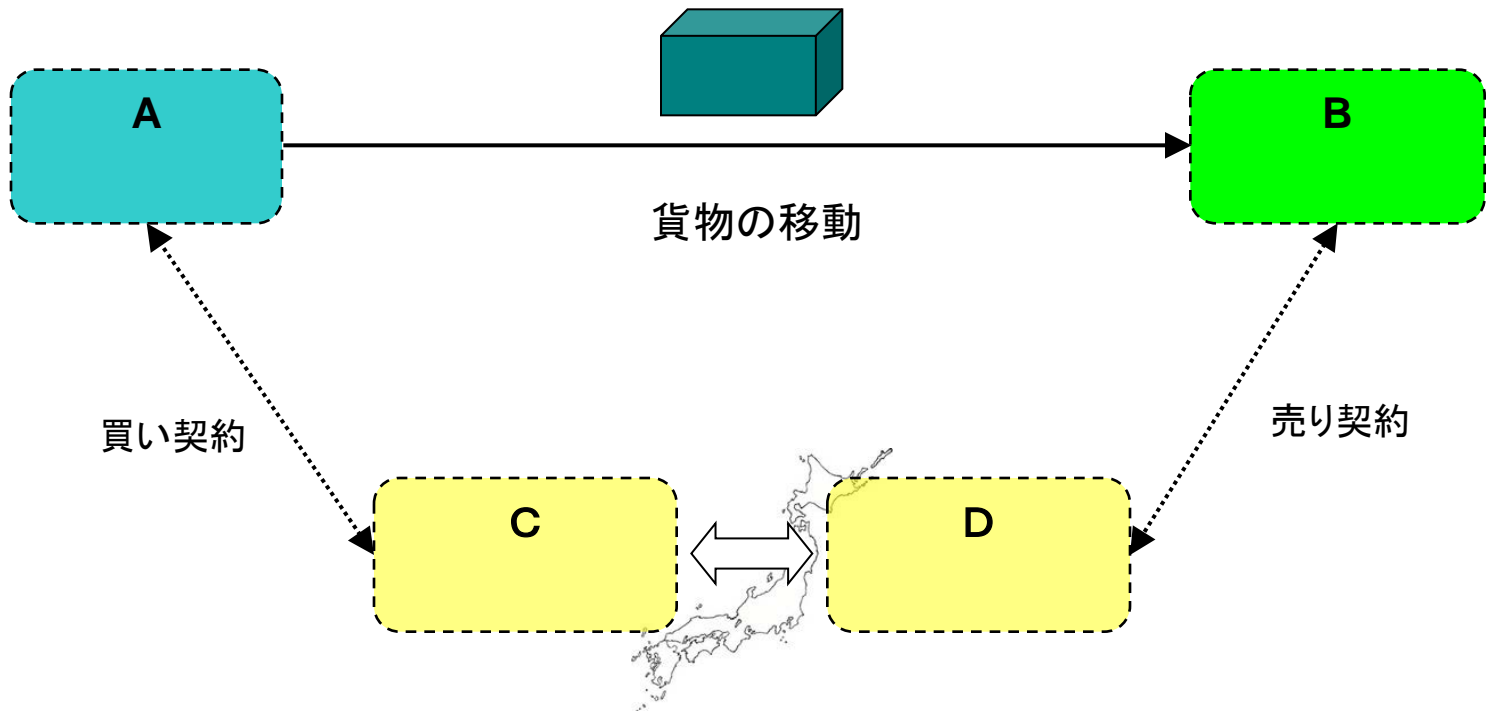
②日本国内の企業が外国間の売買の契約を取り次ぐ場合



仲介貿易取引許可は必要とならない。

仲介貿易取引規制

③日本国内の企業が行う「売り契約」「買い契約」のうち一方の相手方が日本国内企業であるとき。

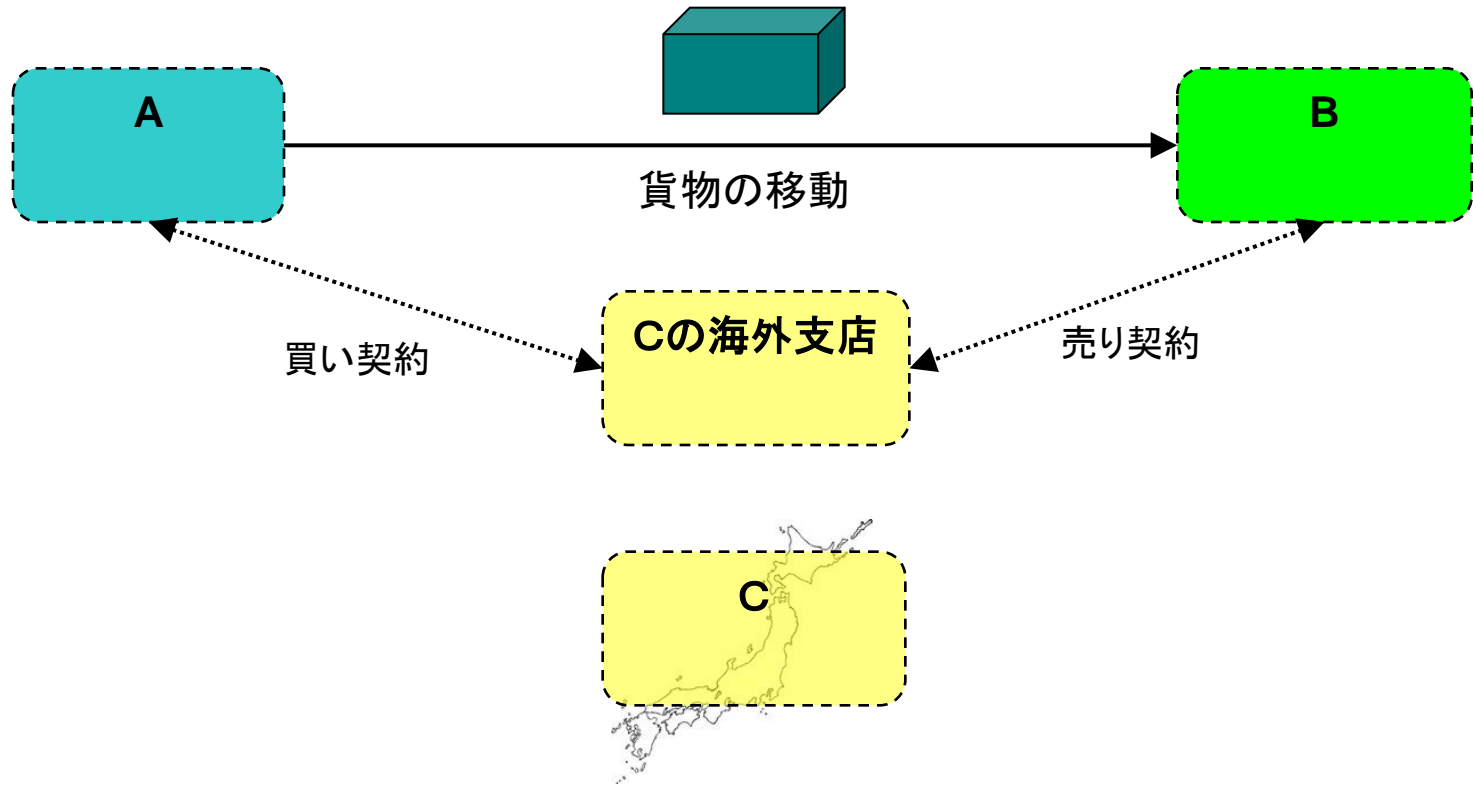


C, Dいずれも仲介貿易取引許可が必要とならない。

(注:ただし、①の型となることを回避するために、D(又はC)を介在させたものである場合は、C(又はD)に許可が必要です。)

仲介貿易取引規制

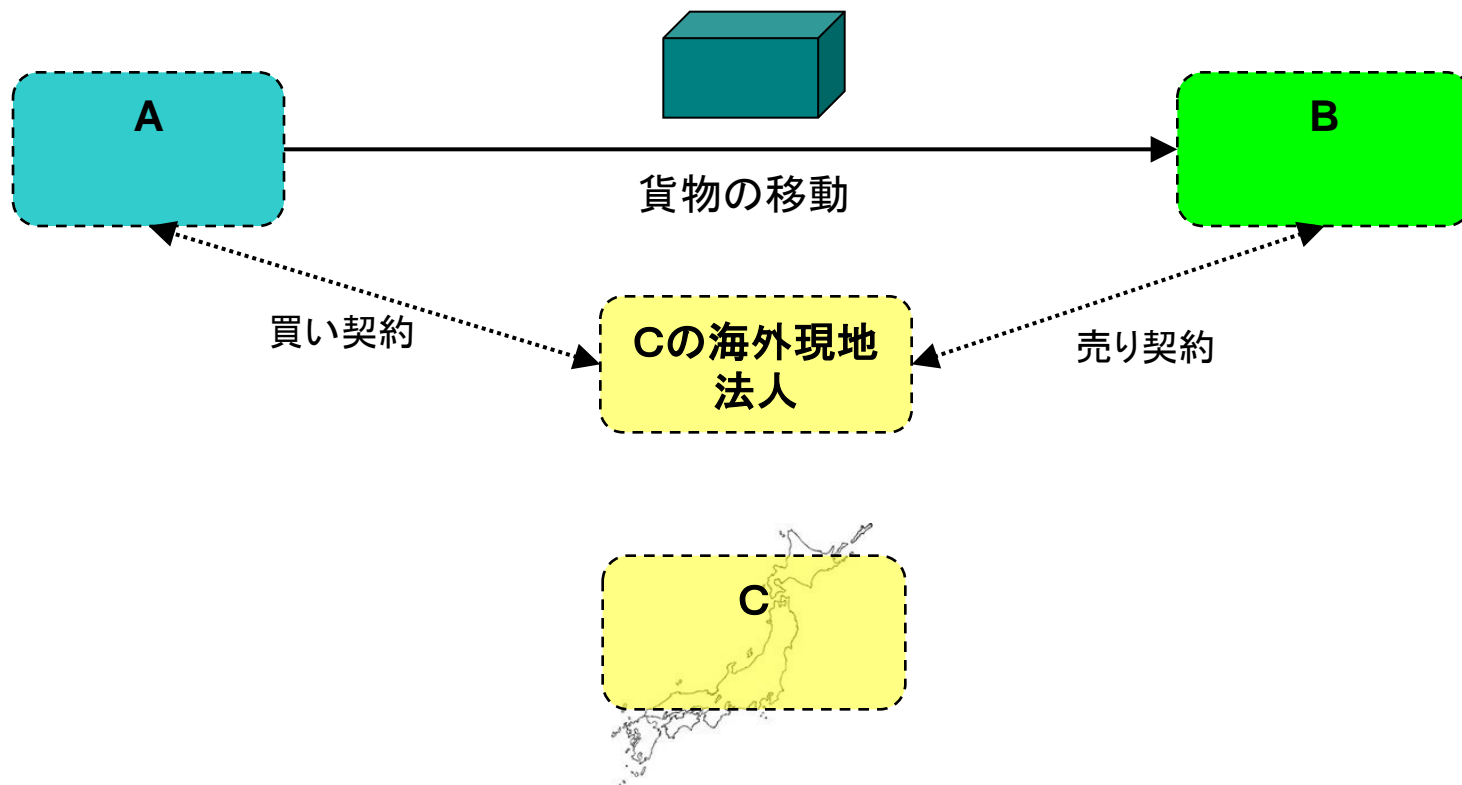
④日本企業の海外支店が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



「その他の要件」に当てはまる場合には、Cには仲介貿易取引許可が必要。

仲介貿易取引規制

⑤日本企業の海外現地法人が「売り契約」「買い契約」双方の当事者となる場合



仲介貿易取引許可は必要とならない。